

⑨

令和 8 年市議会 9 月定例会

報 告 事 項

静 岡 市

目 次

報 告 番 号	件 目	頁
報 告 第 2 1 号	令和 7 年度静岡市一般会計継続費精算報告書について	3
報 告 第 2 2 号	専決処分の報告について（静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について）	5
報 告 第 2 3 号	専決処分の報告について（道路事故及び固定資産評価証明書の誤交付等による損害賠償の額の決定について）	7
報 告 第 2 4 号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	9
報 告 第 2 5 号	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	1 1
報 告 第 2 6 号	令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 2

報告第 2 1 号

一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により、一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

令和7年度 静岡市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	市 債	その他			国県支出金	市 債	その他			国県支出金	市 債	その他	
10 教育費	3 中 学 校 費	称 仮 蒲原小中学校 建 設 費	6	円 214,500,000	円 87,700,000	円 113,800,000	円	円 13,000,000	円 198,506,000	円 74,313,000	円 111,600,000	円	円 12,593,000	円 15,994,000	円 13,387,000	円 2,200,000	円	円 407,000
			7	3,587,500,000	1,111,594,000	2,183,800,000		292,106,000	3,221,126,860	1,143,000,000	1,722,100,000		356,026,860	366,373,140	△ 31,406,000	461,700,000		△ 63,920,860
			計	3,802,000,000	1,199,294,000	2,297,600,000		305,106,000	3,419,632,860	1,217,313,000	1,833,700,000		368,619,860	382,367,140	△ 18,019,000	463,900,000		△ 63,513,860

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬司

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波喬司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年8月17日

静岡市長 難波喬司

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年静岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和2年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和6年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 24 日

静岡市長 難波 喬 司

固定資産評価証明書の誤交付等による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 2,700 (交通費等)	***** ***** *****	*****	令和 7 年 4 月 7 日 静岡市葵区 追手町 5 番 1 号 静岡市役所静岡 庁舎	固定資産評価証明書 の誤交付等により、交通 費等の損害を発生させ た事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年8月3日

静岡市長 難 波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 133,013 (車両修理費)	***** ***** *****	*****	令和8年 2月14日 静岡市駿河区 安居 63番地先	市道を走行中の相手 方車両が、路肩の崩落に より脱輪し、右リアスプ ラッシュガード等を損 傷させた後に、道路脇の 石積みに接触し、左サイ ドミラーを損傷させた 事故である。
円 108,302 (車両修理費)	***** ***** *****	*****	令和8年 4月10日 静岡市葵区 柚木 1026番地先	市道を走行中の相手 方車両が、道路上の穴に 落輪し、左ボディロッカ ーパネル等を損傷させ た事故である。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和8年8月24日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工 事 名	契約金額（円）	変 更 概 要
令和5年度環ご第1号 一般廃棄物最終処分場埋立地等 造成工事 (令和5年7月11日議決)	当初 3,098,238,000	場内で保管していた建設発生土について、近隣の複数工事等で土砂の受入が可能となり、処分の目途がついたため、残土処分工を増工する。 (第5回変更議決より 19,734,000円増額(0.65%増))
第1回変更	第1回変更後 3,076,986,000	
令和5年11月20日報告	第2回変更後 3,050,269,200	
第2回変更	第3回変更後 3,051,281,200	
令和6年7月10日報告	第4回変更後 3,065,348,000	
第3回変更	第5回変更後 3,016,772,000	
令和6年12月11日報告		
第4回変更		
令和7年3月3日報告		

第5回変更 令和7年7月10日議決 第6回変更 令和7年12月15日報告 第7回変更 令和8年3月19日報告	第6回変更後 3,000,074,000 第7回変更後 3,014,849,200 第8回変更後 3,036,506,000	
---	---	--

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について別紙監査委員の意見書を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	5.3 (25.0)	25.1 (400.0)

(括弧内の数字は早期健全化基準)

令和7年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、簡易水道事業会計、病院事業会計、農業集落排水事業会計、水道事業会計、下水道事業会計及び中央卸売市場事業会計の令和7年度決算に基づく資金不足比率について別紙監査委員の意見書を付けて報告する。

令和8年9月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

資金不足比率 (単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
簡 易 水 道 事 業 会 計	—
病 院 事 業 会 計	—
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
中 央 卸 売 市 場 事 業 会 計	—

(経営健全化基準は20.0％)